

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案

別表	
一般名	適用日
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(略)	(略)
イブプロフェン（一日量中イブプロフェン〇・六g以上を含有するものに限る。）	平成二十八年十月十九日
(略)	(略)
アシタザノラスト	平成二十八年十一月一日
フェキソフェナジン	平成二十八年十一月一日
セチリジン	平成二十九年二月一日

現行

別表	
一般名	適用日
オキシメタゾリン	平成二十七年四月六日
メキタジン	平成二十七年九月二十六日
(略)	(略)
イブプロフェン（一日量中イブプロフェン〇・六g以上を含有するものに限る。）	平成二十七年十月十九日
(略)	(略)